



2019年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄
(コード番号 5998 東証第1部)
問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也
(TEL. 03-3822-5865)

訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社は、2019年3月8日付「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせした加藤雄一氏、加藤蓉子氏及び加藤雄一ホールディングス株式会社（以下「加藤氏ら」といいます。）との訴訟（以下「本訴訟」といいます。）に関して、2019年10月17日、東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 東京高等裁判所
- (2) 2019年10月17日

2. 訴訟の経緯

本訴訟は、加藤氏らが当社に対して、①加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏がいずれも当社の取締役の地位にあることの確認を求めるとともに、②主位的に2018年6月21日に開催された当社の第70期定時株主総会における小谷健氏、中野隆平氏及び福島正氏を取締役に選任するとの決議（以下「本件決議」といいます。）が存在しないことの確認を求め、③予備的に本件決議の取り消しを求めて提起したものです。

一審判決は、上記①及び②の請求をいずれも棄却する一方で、上記③の請求を認容したため、当社及び加藤氏らの双方がこれを不服として控訴していました。

控訴審において、加藤氏らは、上記①～③の請求に加えて、④予備的に加藤雄一氏、武田栄一氏、尾関友保氏及び米倉誠一郎氏が当社の取締役としての権利義務を有することの確認を求め、当社は上記①～④の請求につき訴えの却下又は棄却を求めていました。

3. 判決の内容

控訴審判決は、当社主張のとおり、加藤氏らによる上記②及び③の請求に係る訴えをいずれも却下するとともに、上記①及び④の請求をいずれも棄却しました。判決の主文は以下のとおりです。

- (1) i 第1審被告（当社）の控訴に基づき、原判決中第1審被告（当社）敗訴部分を取り消す。
ii 第1審被告（当社）の平成30年6月21日付け第70期定時株主総会における小谷健、中野隆平及び福島正を取締役に選任するとの決議の取消しを求める訴えをいずれも却下する。
- (2) i 原判決主文第1項のうち、第1審被告（当社）の平成30年6月21日付け第70期

定時株主総会における小谷健、中野隆平及び福島正を取締役に選任するとの決議が存在しないことの確認を求める訴えにかかる部分を次のとおり変更する。

ii 上記訴えをいずれも却下する。

- (3) 第1審原告ら（加藤氏ら）の控訴及び当審における予備的請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも、第1審原告らの負担とする。

4. 業績への影響等

本判決による当社の業績への影響はありません。

以上

お問合せ先：

株式会社アドバネクス 総務部広報IR課

〒114-8581 東京都北区田端6-1-1 田端アスカタワー

TEL：03-3822-5865

FAX：03-3822-5873